

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1. 改正の趣旨

本年6月に成立した「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(平成20年法律第74号。以下「改正法」という。)第1条により、通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告については、承諾をしていない者に対する電子メール広告提供の禁止(オプトイン規制)等が盛り込まれたところである。

以上の改正をふまえ、改正法のうち、電子メール広告に係る部分について新たに省令に委任された事項を規定するため、特定商取引に関する法律施行規則について所要の改正を行う。

2. 具体的な改正内容

電子メール広告の通信形式(法12条の3第1項柱書き及び第2号関係)

近年の実態を踏まえ、従前のインターネット回線を経由する電子メールに加え、いわゆる携帯電話のショートメールサービスを規制の対象に加えることとする。

オプトインの適用除外(法12条の3第1項第2号および第3号関係)

「当該申込み若しくは契約の内容又は当該契約の履行に関する事項」を通知する電子メールに広告を付す場合に、その頻度、量、構成等からみて許容される範囲として、契約の申込みの受理、契約の成立、契約の履行に係る重要な事項の通知に付随して、通信販売電子メール広告をする場合を規定。また、いわゆるフリーメールサービス(メールサービス提供事業者が、広告を掲載すること等を条件として、消費者に無料で利用できるメールサービスを提供しているもの)等の無料サービスに付随する広告メールについてもオプトイン規制の適用除外とする。

記録の保存(法12条の3第3項関係)

販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という。)は、電子メール広告を送信するに際し、請求または承諾を得たことの記録として以下のものを保存することとする。

1. ウェブサイトの画面から相手方からの請求又は承諾を得た場合は、個別の当該請求又は承諾があったことを示す書面又は電子データその他の記録(以下「記録」という。)。ただし、販売業者等が、当該請求又は承諾を得る際に、ウェブサイトの画面上の定型的なフォーマットにおいて相手方が表示した請求又は承諾の意思表示に係る情報を自動的に送信先リストとして作成している場合で、消費者の意に反した請求又は承諾が容易に行われないう表示するなどしている場合には、当該定型的なフォーマット等の方法を示す記録及びそれを用いた時期を示す記録で代えることができる。
2. 電子メール、書面その他の方法により相手方からの請求又は承諾を得た場合は、個別の当該請求又は承諾があったことを示す記録。ただし、販売業者等が定型的なフォーマット等を用いて得た当該請求又は承諾の意思表示に係る情報をそのまま送信先リストとして作成している場合で、消費者の意に反した請求又は承諾が容易に行われないう表示するなどしている場合には、当該請求又は承諾を得る際に用いた定型的なフォーマット等の方法を示す記録及びそれを用いた時期を示す記録で代えることができる。

また、上記の記録は、販売業者等が、相手方に対し通信販売電子メール広告を行った日から三年間保存しなければならない。

電子メール広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法の表示(法12条の3第4項関係)

販売業者等は、その相手方が電子メール広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するために必要な事項として、相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するための電子メールアドレス、ホームページアドレス(URL)のいずれかを当該電子メール広告上に表示しなくてはならないこととする。

取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものに対する指示(法14条第1項関係)

主務大臣が必要な措置をとるべきことを指示する事項として以下を規定

- ・販売業者等が、相手方から電子メール広告をすることについての請求を受け、又は承諾を得る場合において、パソコン等の画面上の操作が当該通信販売電子メール広告を受けることについての請求又は承諾となることを、消費者が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないことにより、消費者の意に反する請求又は承諾が容易に行われる状態となっていること。
- ・販売業者等が、電子メール広告業務を委託する際に、オプトイン規定に違反する行為を行っている電子メール広告受託事業者に委託すること。

連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引に対するオプトイン規制の導入(法第36条の3、第54条の3等関係)

通信販売と同様、今回の法改正により連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引に対してもオプトイン規制を導入し、オプトインの適用除外、記録の保存、電子メール広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法の表示、取引の公正及び連鎖販売取引相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものに対する指示に係る事項について通信販売と同様の内容を省令で規定。

また、電子メール広告受託事業者に対しても法律で ~ に係る規定が準用されることとなっている。

その他技術的改正

法改正に伴い、その他施行規則において、所要の技術的改正を行う。

3. 今後のスケジュール

施行日：平成20年12月上旬 予定